平成28年度第2回

大阪府都市計画審議会

議 案 書

日 時 平成28年10月31日(月)

午前10時~

場 所 大阪市中央区大手前3丁目1番43号

ホテルプリムローズ大阪 「鳳凰の間」

平成28年度第2回 大阪府都市計画審議会

議案書目次

議案番号	案 件 名	ページ
412	東部大阪都市計画道路の変更	1
413	東部大阪都市計画道路の変更	5

議 第 4 1 2 号 計 推 第 1 3 9 9 号 平成28年10月17日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

東部大阪都市計画道路の変更について(付議)

標記について、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法18条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

東部大阪都市計画道路の変更 (大阪府決定)

東部大阪都市計画道路中、1・2・209-2 号大阪門真線を追加する。

	名 禾	尔		位 置		区域		構造				
種別	番号	路線名	起点	終点	主 な 経過地	延長	構造形式	車線の数	恒昌	地表式の区間 における鉄道 等との交差の 構造	備	考
自動車専用道路	1.2.209-2		大字高 瀬旧世		守口市 大字高 瀬田 世 木地内		地下式	4 車線	30m			

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

大阪都市再生環状道路の一部を構成する道路であり、都心部に集中する通過交通を分散させ、交通渋滞を緩和させるため、本案のと おり1・2・209-2号大阪門真線を追加するものである。

また、本都市計画による1・2・209-2号大阪門真線事業が 周辺環境に与える影響については、環境影響評価法に基づく環境影 響評価書のとおりであり、都市計画を定める上で支障がないと判断 する。

議 第 41399号 計 推 第 1399号 平成28年10月17日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

東部大阪都市計画道路の変更について(付議)

標記について、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法18条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

東部大阪都市計画道路の変更 (大阪府決定)

1. 東部大阪都市計画道路中、1・2・223-1 号大阪枚方京都線及び3・1・223-2 号大阪枚方京都線を次のように変更する。

		名和	沵		位 置		区	域	構造					
種別	番	号	路線名	起点	終点	主 な 経過地	延	長	構造 形式	車線の数	幅員	地表式の区間 における鉄道 等との交差の 構造	備	考
	1.2.2	23-1	大阪枚 方京都 線	門 真市 三 ツ 島 2 丁 目 地内	北巣本	門真市 大字北島地内		920m	嵩上式	6 車線	30m			
自動車専用道路	なお、門真市三ツ島2丁目地内に入口1箇所、出口1箇所を設ける。 同 門真市大字薭島地内ほかにジャンクションを設ける。									起 門島自吹門2都	向向 大で道に三地画真入出 字近天接ツ内道線口口 薭畿理続島で路に			
	3.1.2	23-2		大字薭	北巣本	門真市 大字北島地内		490m		4 車線	64m			
4.4				門真市 大字上 馬伏地 内	門真市 北巣本 町地内		約 4	40m	嵩上式		60~ 73m			
幹線街路	内	訳					約 4,	050m	地表式		60∼ 99m	自動と所 1 箇線 中央 1 箇線 中央 本線 日 市 路 状 差 路線 日 市 を 日 を 報 日 を ま ま で ま ま で ま ま で ま ま で ま ま で ま ま で ま ま で ま ま で ま ま で ま ま で ま ま で ま ま で ま で ま ま で ま ま で ま ま で ま で ま で ま か に か に か に か に か に か に か に か に か に か		

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

議第 413 号

2. 東部大阪都市計画道路に 1・4・223-2 号大阪門真線を次のように追加する。

	名	名称 位置 区域 構造											
種別	番号	路線名	起点	終点	主 な経過地	延	長	構造 形式	車線の数	幅員	地表式の区間 における鉄道 等との交差の 構造	備	考
	1.4.223-2	大阪門 真線	門真市 大字薭 島地内	門真市 三ツ島 2丁目 地内	門具巾	約 58	80m	嵩上式	4 車線	18m			
自動	なお、門真市大字薭島地内に入口1箇所、出口1箇所を設ける。											終点方向起点方向	
車専用道路	門真市大字薭島地内ほかにジャンクションを設ける。									門島自吹門2都大線市内車線市目計板に接	で道こ三地画方近天接ツ内道京畿理続島で路都		

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

大阪都市再生環状道路の一部を構成する道路であり、都心部に集中する通過交通を分散させ、交通渋滞を緩和させるため、本案のとおり1・4・223-2号大阪門真線を追加するものである。

また、本都市計画による1・4・223-2号大阪門真線事業が 周辺環境に与える影響については、環境影響評価法に基づく環境影 響評価書のとおりであり、都市計画を定める上で支障がないと判断 する。

また併せて、門真ジャンクション周辺の土地利用状況及び地域交通について再検討した結果、1・2・223-1号大阪枚方京都線及び3・1・223-2号大阪枚方京都線を本案のとおり変更しようとするものである。